

氏 名	お ぐら 小 倉	たかし 宗
-----	-------------	----------

(論文内容の要旨)

本論文は、役人が取り結ぶ関係や業務が処理される過程を中心に、近世中後期の上方における幕府の支配機構について検討し、その構造や特質を論じたものである。

近世の上方は、山城・大和・近江・丹波という東部の四カ国と摂津・河内・和泉・播磨という西部の四カ国との八カ国を範囲とし、政治・経済・軍事上、関東とならぶ幕府の拠点地域であった。そこでは、京都・大坂・伏見・奈良・堺といった直轄都市、京都の二条や大坂の直轄城(番城)、多くの幕領などが設定されるとともに、①これらの都市に所在し、国を単位に周辺地域を支配する奉行(上方奉行)、②朝廷統制を担当する役人、③二条・大坂城を守衛する役人、④幕領を支配する代官(上方代官)、⑤京都の所司代や大坂城代、など各種の幕府役人が配置された。このうち⑤所司代や大坂城代は、幕府において常置の最高職である老中に次ぐ地位にあり、両者をはじめとする上方の役人は、江戸以外に所在する遠国役人のうちで、人数や格式、職務の内容などが最も充実していた。このように、上方は幕府において重要な部分を構成しており、その支配機構を検討することは、幕府の機構一般や全国支配を理解することにもつながる。

他方、近世中後期、とりわけ享保改革で確立・整備されてから幕末に変化・解体する前までは、幕府の機構が完成・安定した時期であり、そこにおける支配のあり方や上方の位置を明瞭に認識することができる。そこで、近世中後期の上方における幕府の機構や支配に関する主な研究をみると、①大坂の機構、②裁判の制度、③地域社会との関係、④上方代官、などがある。このうち、①大坂を中心とする幕府の機構については、大坂城代や大坂町奉行など、近年研究が進展しつつある。これに対して、所司代や京都町奉行といった京都を中心とする幕府の機構、ならびに、京都・大坂の機構と江戸との関係についてはほとんど明らかにされておらず、それらを含めた上方の機構全体を検討することが必要である。また、②裁判の制度については、京都と大坂を中心とする二つの機構がともに論じられるが、当時の裁判が

行政や支配の一環として実施されたことからすると、幕府による地域支配の全般のなかで把握することが重要である。さらに、③地域住民の側が上方奉行などと取り結ぶ関係については、村方の史料にもとづいて盛んに議論されてきたが、上方奉行をはじめとする支配機構自体については、本格的に検討されていない。しかしながら、近世社会のあり方を全体として理解するためには、支配機構の側がどのような枠組みをもち、どのように運営されたのかを明らかにすることは不可欠の作業となる。そして、④上方代官については、京都町奉行の指揮を受けていたところ、享保改革のなかで勘定奉行の指揮下に編入されたことが指摘されるが、享保期以降については明らかにされておらず、その幕領支配や勘定奉行・上方奉行との関係を検討することが課題となる。

以上の点をふまえ、本論文では、近世中後期、とりわけ享保改革以降、役人が取り結ぶ関係や業務が処理される過程に注目し、江戸との関係や異同を意識しながら、京都と大坂を二つの中心とする幕府の上方支配機構について検討する。序章・終章のほか、本論には、上方奉行に関する四つの章(論文)を配し、また、補論として、上方代官に関する一つの論文を置く。

序章では、幕府による上方支配の概要、先行研究の成果と課題、本論文の視角と構成、などについて述べる。

第一章「上方における幕府の支配機構」では、幕府の役職に関する正式の文書である起請文や下知状・覚書を取りあげ、上方奉行と所司代・大坂城代や老中との関係、法令が伝達・実施される過程などについて、次の点を明らかにする。①所司代は京都町奉行や伏見・奈良奉行、大坂城代は大坂町奉行や堺奉行をそれぞれ指揮監督し、所司代と大坂城代を頂点に、東西の四カ国を対象とする二つの支配機構が並び立っていた。また、判断しがたいことならについて、京都町奉行や伏見・奈良奉行は所司代、大坂町奉行や堺奉行は大坂城代に伺い、それでも解決しない場合には、江戸の老中へ伺われた。②所司代と大坂城代は、二つの支配機構を代表する窓口として、老中より上方奉行への法令を仲介した。また、上方奉行は、江戸留守居や三奉行を通して伝達された法令を実施したり、三奉行など外部の役人とやりとりする

際、所司代や大坂城代に上申し、その監督・承認を受けていた。さらに、上方奉行が自ら触書を立案・発令する際にも、所司代・大坂城代の指示や関与を受けた。③上方奉行をめぐっては、老中による身分上の「支配」関係と所司代・大坂城代による職務上の指揮監督関係との二つが存在した。これら二つの関係は、幕府の機構を構成する基本的なものであり、幕府の役人全体にみられるが、上方奉行の場合には、両者の関係が分離し、とくに後者が重要な役割を果たした。

第二章「幕府の上方支配機構における京都・大坂町奉行の位置」では、幕府の上方支配機構における京都・大坂町奉行の位置について、所司代・大坂城代との関係を中心に、次の点を明らかにする。①所司代は地域支配・朝廷統制・二条城守衛という三つの分野、大坂城代は地域支配・大坂城守衛という二つの分野にわたり、役人を指揮監督し、その業務を統括した。②東西の二人制をとる京都・大坂町奉行は、公事・訴訟日や評議日には、東西の奉行が共同で業務に従事するのに対し、これらの日以外には、所司代や大坂城代のもとへ出勤し、それらが諮問する問題について調査・審議した。こうした関係は、江戸における老中と三奉行・評定所の関係に対応しており、京都・大坂町奉行はさながら上方の評定所であった。③一人制である伏見・奈良・堺奉行が不在の際、京都・大坂町奉行が代行することで、奉行所の運営や地域支配は継続された。また、京都町奉行が不在の伏見奉行を代行したことを契機として、同奉行所の業務に京都町奉行所の方式が導入された。④二人制の大坂町奉行は、一方が勤務できなかつたり、大坂に不在である場合、同じ奉行の内部で相互に補完した。また、東西の大坂町奉行がともに不在となった場合には、堺奉行を大坂に移動させることで、大坂城代のもとに奉行が確保された。

第三章「幕府の上方支配における京都・大坂町奉行の役割」では、幕府の上方支配における京都・大坂町奉行の役割について、伏見・奈良・堺奉行との関係を中心に、次の点を明らかにする。①京都町奉行は、所司代の指揮監督を受け、特定の地域を支配する役割とともに、所司代のもとで、奈良奉行などとのやりとりを仲介する役割を二重に果たしていた。また、京都・大坂町奉行は、所司代や大坂城代が指揮監督する奉行を代表し、江戸の三奉行など外部に対する窓口の役割を果たした。

②判断しがたいことがある場合、伏見・奈良奉行は京都町奉行、堺奉行は大坂町奉行にそれぞれ問い合わせ、その対応に準拠しようとし、また、所司代も伏見・奈良奉行に対し、京都町奉行の方式へ準拠するよう指示した。さらに、京都・大坂町奉行が所司代・大坂城代の指揮監督する奉行間を調整することで、それらの地域支配は京都・大坂町奉行を基準に統一された。③他方、京都・大坂町奉行は、判断しがたいことがある場合、江戸の三奉行に問い合わせ、その対応に準拠した。また、伏見・奈良・堺奉行が京都・大坂町奉行に準拠するため、上方の各奉行所には三奉行の方式が次第に普及した。さらに、天明8年(1788)の大火は、京都町奉行所の帳面を焼失させ、同奉行所の業務に三奉行の方式が導入される転機となった。

第四章「幕府の上方支配—『御仕置例類集』の検討を中心に—」では、幕府の基本先例集である『御仕置例類集』により、上方役人が裁判・行政の業務を処理する過程や権限について、次の点を明らかにする。①上方役人の伺には、上方奉行より所司代や大坂城代への伺(上方奉行伺)、所司代や大坂城代より江戸の老中への伺(所司代伺・大坂城代伺)、上方奉行より老中への伺(江戸上り伺)、の三通りがあった。また、上方奉行と老中のやりとりは、所司代や大坂城代による監督・仲介のもとになされた。さらに、上方役人は、伺とそれに対する指示という同じ過程のなかで、行政と裁判を一体的・連続的に処理した。②所司代や大坂城代は、老中と同じ形式の文書を用いながら、上方奉行の伺に対して自ら決定・指示し、仕置をはじめとするさまざまな問題が上方の内部で処理された。また、延享元年(1744)、仕置をめぐる所司代・大坂城代と上方奉行との関係が確立され、天明8年(1788)には、所司代や大坂城代が自ら指示しうる仕置の範囲が拡大された。

補論「大坂代官の幕領支配—大坂町奉行・勘定奉行との関係を中心に—」では、上方幕領の公事・訴訟に関する安永・天明期の改革をとりあげ、その代表例である大坂代官の幕領支配について、大坂町奉行や勘定奉行との関係を中心に、次の点を明らかにする。①安永9年(1780)の書付を画期とする安永・天明期の改革により、自らの支配地に限定(一支配限)される問題を自ら単独(手限)で吟味しうる権限が確立されるとともに、他の領主や代官の支配地に関連(他領他支配引合)

する問題についても手限の範囲が拡大されることで、大坂代官をはじめとする上方代官は自立した幕領支配をするようになった。②ただし、安永・天明期以降も、勘定奉行は、収益や財政に関することからにのみ関心を示し、公事・訴訟については、現地の処理に委ねつづけた。他方、一支配限でも吟味しがたい問題は、上方代官より上方奉行に直接差し出されており、上方幕領の支配は上方の内部でおおよそ完結していた。

終章では、本論文における検討の結果を整理し、今後の課題を確認する。

全体の構成と内容は以上であるが、先行研究に対する本論文の主張点をまとめると次のようになる。すなわち、①所司代や大坂城代は、上方奉行の伺に指示を与えたり、江戸とのやりとりを仲介・監督することを通して、地域支配に深く関与したこと、②幕府の機構は、身分上の「支配」と職務上の指揮監督という二つの関係から構成されること、③京都・大坂町奉行は、諮問に答えたり、やりとりを仲介するなど、所司代・大坂城代のもとで特別な役割を果たしたこと、④幕府の支配機構は、実務を担当する奉行・それに指示を与える上司の役人・そのもとで諮問に答え、やりとりを仲介する合議体、の三者により構成されること、⑤享保期以降も、上方代官は勘定奉行の指揮下に全面編入されず、上方奉行と密接な関係をもつことにより、その幕領支配は上方の内部でおおよそ完結したこと、の五点である。



氏 名	おぐら 小 倉	たかし 宗
-----	------------	----------

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、近世中後期の上方における幕府の支配機構について、その機構を構成する役人間の関係と業務処理の過程に焦点をあて、その構造・特質を論じたものである。全体は4つの章、一つの補論に序章と終章が配されている。

享保7年(1722)、上方の支配機構は、京都を中心とした山城・大和・近江・丹波の所司代管轄の東部四か国と、大坂を中心とした摂津・河内・和泉・播磨の大坂城代管轄の西部四か国に二分され、そのうえで京都町奉行が山城・近江・丹波の三か国を、奈良奉行が大和を、大坂奉行が摂津・河内・播磨の三か国を、堺奉行が和泉をそれぞれの支配国とした。

近世中後期の上方における機構や支配に関する研究は、近年、大坂を中心として蓄積されてきている。また、法制史の立場から裁判に関する研究は多くはないが以前よりみられる。しかし、京都を中心とした支配機構の研究はほとんどなされておらず、また大坂を中心とする研究は、地域との関係に重点を置いたもので、幕府支配機構全体のなかに上方の支配機構を位置づける視点が弱い。また、裁判に関わる研究も、近世の支配が、行政・裁判が分離しがたきものであった点への配慮が十分とはいえない。

こうした研究状況をふまえ、論者は、近世中後期、とりわけ享保改革以降、所司代・大坂城代、京都町奉行・大坂町奉行等(上方奉行)の諸役人が取り結ぶ関係や業務処理過程に注目し、京都と大坂を二つの中心とする上方支配機構を分析する。

第一章「上方における幕府の支配機構」では、就任に際して作成され、その職務内容を記した起請文・下知状・覚書を取りあげ、所司代は京都町奉行、伏見・奈良奉行、大坂城代は大坂町奉行・堺奉行をそれぞれ指揮監督し、両者を頂点とする二つの支配機構が並び立っていたこと、判断しがたい事柄については京都町奉行、伏見・奈良奉行は所司代、大坂町奉行・堺奉行は大坂城代に伺い、それでも解決しない場合には、江戸の老中に伺われたこと、所司代と大坂城代はそれぞれの機構を代

表する窓口として老中より上方奉行への法令伝達を仲介したこと、上方奉行は、江戸留守居や三奉行を通して伝達された法令を実施したり、三奉行など外部の役人とやりとりする際、所司代や大坂城代に上申しその監督・承認を受けていたこと、さらに上方奉行が自ら触書を立案・発令する際にも所司代・大坂城代の指示や関与があったこと、を明らかにする。

第二章・第三章では、幕府の上方支配機構における京都・大坂町奉行の位置と役割について、所司代・大坂城代との関係を中心に論じ、京都・大坂町奉行は公事・訴訟日や評議日には東西の奉行が共同で業務に従事するとともに、これらの日以外には所司代や大坂城代のもとへ出勤し、諮問された問題について調査・審議にあたったことを明らかにし、この関係は江戸における老中と三奉行・評定所の関係と同質のもので、京都・大坂町奉行は上方の評定所として機能していたと論じる。また一人制である伏見・奈良・堺奉行との関係では、その不在時にはそれを代行し、また日常にはその伺を受け、さらに所司代・城代との間を仲介する役割を担っていたことを明らかにする。そして、こうした伺と指示の過程で、地域支配のあり方が京都・大坂町奉行そして江戸の三奉行の手法に準拠するようになっていったと論じる。

第四章では、幕府の基本先例集である『御仕置例類集』により上方役人が裁判・行政の業務を処理する過程や権限について分析し、江戸への伺には三通りあり、またそのやりとりを所司代・大坂城代が監督・仲介したこと、さらに上方奉行と老中のやりとりは、所司代や大坂城代による監督・仲介のもとになされたこと、所司代や大坂城代は老中と同じ形式の文書を用いながら、上方奉行の伺に対して自ら決定・指示し、仕置をはじめとするさまざまな問題が上方の内部で処理されるようになり、それが少しずつ拡大していったことを明らかにする。

補論「大坂代官の幕領支配」では、安永9年（1780）に、従来仕置権を持たなかった大坂代官に自らの支配地の問題を自ら吟味しうる権限が付与されるとともに、他の領主や代官の支配地に関連する問題についても手限の範囲が拡大したことを明らかにし、大坂代官をはじめとする上方代官が自立した幕領支配をするようになったと指摘する。

以上、述べてきたように、本論文は、近世中後期の上方における支配機構を所司代・大坂城代と京都・大坂町奉行との関係を中心にその具体像を明らかにすることで論じ、幕府支配機構の全体の中にそれを位置づけたものとなっている。なかでも従来軽視されてきた、地域支配における所司代・大坂城代の役割を明らかにし、その重要性を指摘したことは、研究史上、大きな意義を持つ。また、補論ではあるが、大坂代官の分析では、近世後期の代官像（仕置をする代官）が形成される画期を明らかにした点で注目される。さらに付け加えれば、幕府史料の残存が極めて悪いなかで、所司代・大坂城代等の職にあった大名等の史料を博搜して本論文をまとめた努力は評価しえる。

しかし、支配機構内の関係論に重点がおかれたため、その支配の具体像がかならずしも十分に分析されていないこと、また近世中後期を幕府機構の完成・安定期と捉える前提に立っているため変化への目配りが弱いなど、望むべき点がないわけではない。だが、こうした点は、論者の今後の努力によって克服されるべきものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2008年6月30日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。